

確定申告をした方

→ はい

- - -> いいえ

算定の結果、不足額が発生した場合、ご案内を送付します。

令和7年3月17日までに令和6年分所得の確定申告をした（還付申告を含む）

不足額給付の算定ができていない可能性があります。案内が届いていない場合は必要書類とともに申請してください。

確定申告書第一表④④-④③>0となる

不足額給付の算定ができていない可能性があります。ご案内が届いていない場合は必要書類とともに申請してください。

令和6年8月1日以降に税額修正された令和6年度住民税の通知を受け取った

対象外です